

(議案その一)

平成二十一年五月

臨時島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

平成21年5月13日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

第85号議案 島根県手数料条例の一部を改正する条例 …………… 1

第85号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(17) 建築基準関係規定適合審査 審査の申出をするとき。

別表64の項の次に次の1項を加える。

64の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（次号及び第5号において「計画」という。）の認定（以下この号及び第3号において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有し	45,000円（適合証（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（次号において
------------------------------	---	--

	<p>ないものに限る。以下この号及び次号において同じ。) の場合</p> <p>イ 計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。) の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が</p>	<p>「登録住宅性能評価機関」という。) が作成した法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。) の提出がある場合にあっては、6,000円)</p> <p>104,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、12,000円)を認定申請数(1の共同住宅等に係る住戸について行われる計画の認定の申請の数をいう。以下この号において同じ。) で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)</p> <p>164,000円 (適合証の提出</p>
--	--	--

	<p>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</p> <p>(キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 法第8条第1項の規</p>	<p>がある場合にあつては、21,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>324,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、30,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>580,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、56,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>996,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、96,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>1,814,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、155,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>2,591,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、190,000円) を認定申請数で除して得た額</p> <p>3,174,000円 (適合証の提出がある場合にあつては、203,000円) を認定申請数で除して得た額</p>
--	---	---

定に基づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者（第4号に掲げる者を除く。）

ア 計画の変更の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合

23,000円（変更後の計画に係る適合証（変更の認定を受けようとする計画について登録住宅性能評価機関が作成した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあつては、3,000円）

イ 計画の変更の認定を受けようとする住宅が共同住宅等の場合

(ア) 計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分

104,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、12,000円）を変更認定申請数（1の共同住宅等に係る住戸について行われる計画の変更の認

	<p>を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下「変更に係る床面積の合計」という。)が500平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ロ) 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ハ) 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ニ) 変更に係る床面積の合計が5,000</p>	<p>定の申請の数をいう。以下この号において同じ。)を除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この号において同じ。)</p> <p>164,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、21,000円)を変更新認定申請数で除して得た額</p> <p>324,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、30,000円)を変更新認定申請数で除して得た額</p> <p>580,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、56,000円)を変更新認定申請数で除して得た額</p> <p>996,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある</p>
--	--	--

	<p>平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(カ) 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</p> <p>(キ) 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ク) 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>場合にあっては、96,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>1,814,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、155,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>2,591,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、190,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>3,174,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、203,000円）を変更認定申請数で除して得た額</p> <p>計画の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作</p>
--	---	---



		物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)
	(4) 計画の変更の認定 (法第9条第1項の規定によるものに限る。)を受けようとする者	3,000円
	(5) 法第10条の規定に基づく計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	3,000円

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。

